

# 審判部細則

## 第一章 総則

- 第1条 この細則は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会北海道連盟規約（以下、規約という）の第19条により定める。
- 第2条 本審判部は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会北海道連盟審判部（以下、本審判部という）と称する。
- 第3条 本審判部は、本連盟直轄とし、公正中立でなければならない。
- 第4条 本審判部は、事務所を北海道連盟事務局に置く。

## 第二章 目的及び事業

- 第5条 本審判部は、規約第2条・第18条及び審判部員相互の研修・親睦をはかることを目的とする。
- 第6条 本審判部は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。  
(1)本協会並びに本連盟及び各支部が主催する大会及び、それに関連する試合の審判にあたる。  
(2)審判技術向上のための審判講習会を開催する。  
(3)その他、目的達成に必要な事業は、本連盟の承認を得て行う。

## 第三章 構成及び資格

- 第7条 本審判部は、本連盟に登録を承認されたチーム審判員をもって構成する。
- 第8条 審判部員は、理事長が委嘱する。  
(1)委嘱状を交付する。  
(2)公認ワッペンを支給する。
- 第9条 審判部員のうち若干名を本協会の要請により、各年度毎本協会に登録する。
- 第10条 審判部員の資格については次のとおりとする。  
(1)本連盟の主旨・目的に賛同する者。  
(2)本連盟が主催する指導者講習会及び審判講習会を受講した者。  
(3)硬式野球に精通し、中学生の指導者として適切である者。  
(4)全体の定数は特に定めない。
- 第11条 審判部員の登録期間は特に定めないが、次の事項に該当するときはその資格を失う。  
(1)自ら脱退の意思を表明したとき。  
(2)本連盟の名誉を毀損、又は趣旨目的に反する行為を行ったとき。  
(3)その他、本連盟の登録承認を失ったとき。

## 第四章 組織

- 第12条 本審判部運営のため、次の役員を置く。  
審判部長 1名、副部長 若干名、運営委員 若干名

第13条 審判部長は、各チームの審判長の互選により、理事会が承認し、審判部を総括する。

第14条 副部長は、各チーム審判長の互選により、審判部長が委嘱し、部長を補佐すると共に、総務技術指導・企画運営にあたる。

第15条 審判部長及び副部長を選出したチームは、もう一名球団から審判長（審判長代理）を選出することができる。

第16条 運営委員は、各チーム審判長の互選により、審判部長が委嘱し、審判部の企画運営を補佐する。

第17条 本審判部は、必要に応じ理事長の承認を得て顧問・相談役を置くことができる。

## 第五章 会 合

第18条 本審判部の会合は、運営会議及び研修会とする。

第19条 運営会議は、必要に応じ、理事長の承認を受け、部長が招集し次の事項を協議する。

- (1)各大会の試合運営について。
- (2)審判の割当について。
- (3)ルールの伝達・徹底。
- (4)その他運営に必要な事項。

第20条 研修会は年1回以上開催し、技術指導を行う。

## 第六章 附 則

第21条 本審判部の規律・制裁は、本連盟の常任理事会で行う。

第22条 大会規定・特別競技規則は別に定める。

第23条 審判を行ったときは、審判報告書(様式一11)によって事務局長・支部長・審判部長に報告するものとする。

第24条

- ①この細則は、昭和60年1月1日より施行する。
- ②平成 3年12月 8日付けで改正。
- ③平成 4年 2月15日付けで改正。
- ④平成 4年 9月16日付けで改正。
- ⑤平成13年12月16日付けで改正。
- ⑥平成18年 1月22日付けで改正。
- ⑦平成23年 2月19日付けで改正。